

(案)

北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（素案）の 作成方針（概要）

平成30年2月14日現在

本市においても、今後、少子化がさらに進むことが予想される中で、地域実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、主体的に検討することが求められています。

この重要な課題を将来にわたって継続的に検討していくため、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校の果たす役割の再確認と、学校教育の目的と目標をより良く実現するため、本市における学校規模の適正化等に関する基本的な考え方として「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を定め、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題に対応していきます。

「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」の素案について

1. 作成方針（概要）

- (1)各種調査等の実施に基づいて、小規模校と大規模校のそれぞれのメリット・デメリット及び適正な通学距離等について分析します。
- (2)「北本市教育振興基本計画」に掲げる本市の特色ある学校教育の施策や取組の内容を踏まえ、本市における今後の学校の適正な規模等を表すものとして、「適正規模となる学級数」を定め、基本方針の中に示すものとします。
- (3)学校の適正配置に際しての配慮事項とするための「適正な通学距離」についても、基本方針の中に記すものとします。

～ 基本方針は、今後の教育制度の改正や社会情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しが行えるよう柔軟なものとして定めます。 ～